

磐田市犯罪被害者等
支援推進計画

令和4年3月

静岡県磐田市

< 目 次 >

1 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨…………… 1
- (2) 計画の位置づけ…………… 1
- (3) 計画の期間…………… 1

2 犯罪被害者等支援について

- (1) 支援施策の分類…………… 2
- (2) 支援の目的と体制…………… 2

3 基本理念と取組の方向性

- (1) 尊厳を重んじた支援…………… 4
- (2) 個々の状況に応じた継続した支援… 4
- (3) 二次被害及び再被害の防止…………… 4
- (4) 関係機関等との連携協力…………… 4

4 推進施策と取組内容

- (1) 相談及び情報提供…………… 5
- (2) 付添い及び申請手続の補助…………… 5
- (3) 物品貸与…………… 6
- (4) 見舞金の給付…………… 6
- (5) 日常生活支援…………… 6
- (6) 一時保護…………… 9
- (7) 施設入所支援…………… 9
- (8) 住居支援…………… 9
- (9) 理解の促進…………… 10

5 進行管理

- (1) 情報共有と取組への反映…………… 11
- (2) 計画の見直し…………… 11

資料

- 刑法犯認知件数…………… 13
- 見舞金等の概要…………… 14
- 犯罪被害者等基本法…………… 15
- 磐田市犯罪被害者等支援条例…………… 21
- 磐田市犯罪被害者等支援条例施行規則…………… 25

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

犯罪の害を受けた方やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、最愛の家族を失う、心身に傷害を負うなどの被害に加え、周囲の無理解や噂話、誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがあります。誰もが安心して生活できる磐田市の実現のためには、犯罪の予防はもちろん、犯罪被害者等に対する適切な支援と人権を尊重した対応が必要です。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成16年に犯罪被害者等基本法を制定しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策の策定と実施を自治体の責務と規定しており、静岡県では平成27年に「静岡県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、平成28年度に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

これを受け、磐田市では令和3年3月23日に「磐田市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」といいます。）を制定・施行し、犯罪被害者等への支援についての理念や支援内容、支援体制などについて定めました。

「磐田市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「計画」と言う。）は、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、条例にて規定する犯罪の被害を受けた場合の支援を体系的に示す計画です。

(2) 計画の位置づけ

計画は条例第6条に基づくもので、磐田市における犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針となります。

(3) 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

2 犯罪被害者等支援について

(1) 支援施策の分類

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体的に運用し、市民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指すものです。防犯施策は犯罪被害の事前防止を目的としますが、犯罪被害者等支援施策は防ぎきれなかった犯罪の事後措置を目的とするもので、次の3つに分類することができます。

①条例に基づく支援

条例で定める、犯罪被害者等支援のための施策です。

②庁内連携に基づく支援

市役所で取り扱う業務では、対象者の範囲が広いものが多くあります。これらのうち、犯罪被害者等へ適用が可能な施策が該当します。

「条例に基づく支援」との違いは、当該事業が犯罪被害者等支援として機能するのは、市条例とは別の当該事業の根拠法令上適用が可能な場合に限られるという点です。具体例として、被虐待児童の一時保護制度や高額療養費の支給制度などがあります。

③関係機関等との連携協力に基づく支援

市は令和3年3月24日に磐田警察署及び認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと犯罪被害者等の支援に関する連携協定を締結しました。このほか、他の機関とも協力することにより、各々の長所を活かした支援が期待できます。

(2) 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようになり、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することにあります。

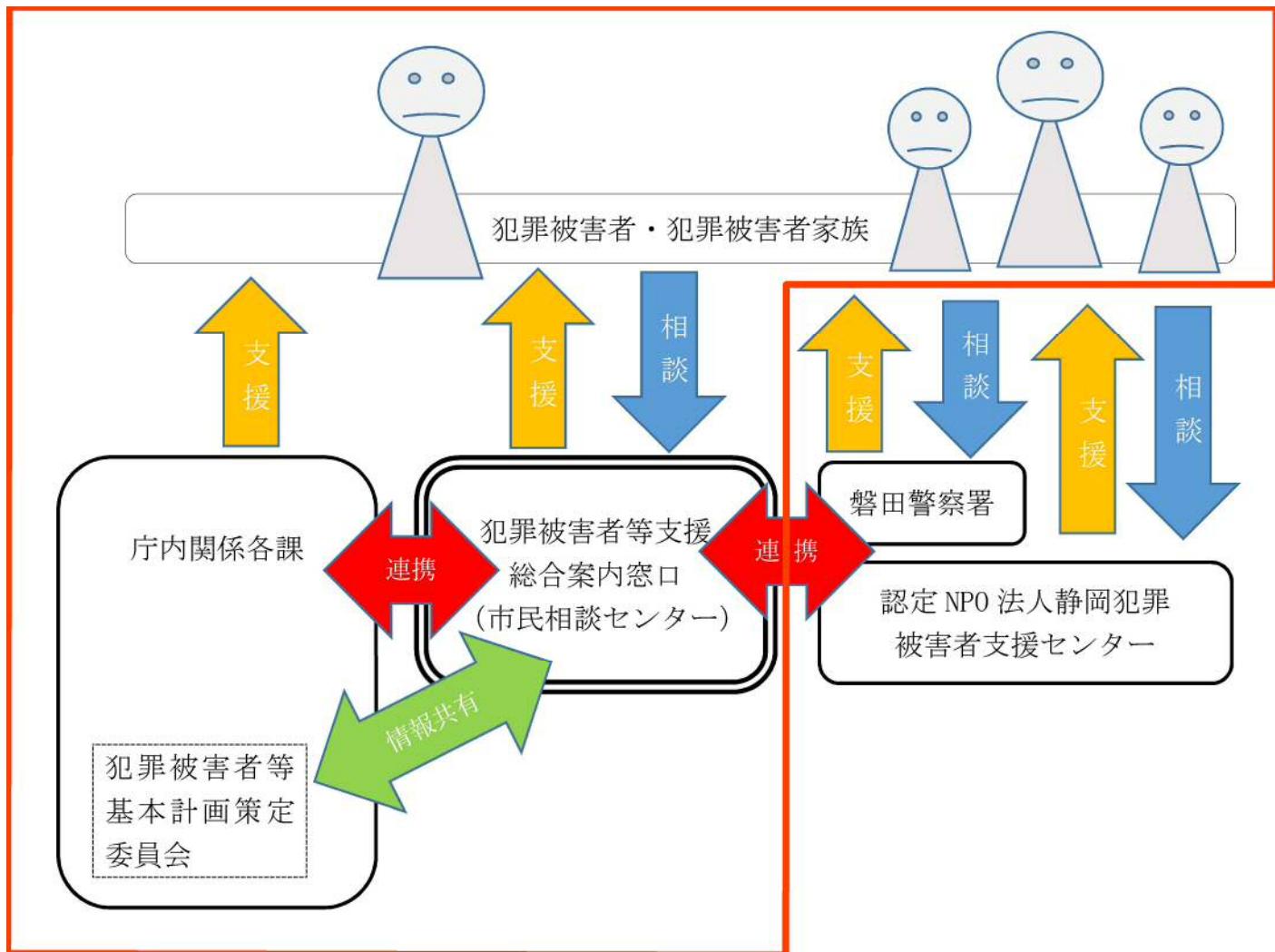
犯罪被害者等のおかれた状況は、被害の程度や時期の経過により一律ではありません。支援には個別の状態を把握した上で、専門知識を活かした対応を切れ目なく行なうことが大切です。

これには複数の部署や関係機関との連携を円滑に行なうことが肝要であり、犯罪被害者等の相談を受ける総合案内窓口を中心に、府内各課、磐田警察署、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、その他関係機関との連絡調整を行なっていきます。

また、府内関係各課により構成する、犯罪被害者支援計画策定委員会を設置し、府内の支援施策や犯罪被害者等のおかれる状況の把握、法令の整備に

についての情報などを共有することで、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

支援体制のイメージ（赤枠内が本計画の対象範囲です。）



3 基本理念と取組の方向性

条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪の害を受けてから再び平穏な日常生活を営むまでの間、継続して支援できるよう、4項目の基本理念と取組の方向性を掲げます。

(1) 尊厳を重んじた支援

全ての人は尊厳が重んぜられるべきですが、犯罪被害者等になった時点で尊厳が損なわれており、尊厳を取り戻すための支援を行うことが重要です。

(2) 個々の状況に応じた継続した支援

犯罪被害者等は、被害の状況や程度についても一人として同じ状態はありません。

このため、平穏な日常生活に戻るための支援は一律に行うのではなく、個々の立場や回復の度合いを判断基準とし、被害が回復するまで継続して適切に支援することが求められます。

(3) 二次被害及び再被害の防止

うわさや誹謗中傷に代表される「二次被害」及び同じ相手を加害者とする「再被害」はあってはならないものであり、防ぐべきものです。

二次被害及び再被害の防止について、特段の配慮の上、支援に臨まなければなりません。

(4) 関係機関等との連携協力

被害者等への支援は市単独で行うものではなく、警察署や犯罪被害者等早期援助団体等と連携することで、迅速かつ効率的な支援につなげることができます。

このため、各関係機関とは信頼関係を構築し、「顔の見える関係」であり続けることが求められます。

4 推進施策と取組内容

(1) 相談及び情報提供（条例第8条）

犯罪被害者等からの相談対応部署として「犯罪被害者等支援総合案内窓口」を本庁舎1階市民相談センターに開設します。

窓口では相談に応じるとともに、犯罪被害者等の置かれた状態や環境に配慮した上で、必要と思われる全ての支援制度を紹介します。これは限りなく相談窓口のワンストップ化に近づけることで犯罪被害者等の心身の負担軽減を図るもので

取組	内容	担当部署
支援総合案内窓口の設置	犯罪被害者等の困りごとの相談に応じる窓口を設置します。 また、被害の程度に応じて適切な支援を案内するとともに、支援先へのつなぎを行います。	市民相談センター
市の支援制度の案内	市の支援制度を説明するとともに、支援が円滑に行われるよう、担当部署との連携を図ります。	市民相談センター
警察・支援センターとの連携	犯罪被害者等の同意があった時に限り、警察機関の窓口となる磐田警察署及び静岡県公安委員会より犯罪被害者等早期援助団体に指定されている、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに相談の情報を提供することで適切な支援につなげます。	市民相談センター

(2) 付添い及び申請手続の補助（条例第9条）

移動を伴う手続き等でのストレスや再被害への対策として、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター職員や市職員が移動に付添います。

また、手続き時には付添者が関係機関からの説明を分かりやすく伝えるほか、可能な限り手続きのワンストップ化を行います

取組	内容	担当部署
移動時の付添い	市が必要と判断した時は、移動時に付添いを行います。	市民相談センター 関係各課

取組	内容	担当部署
手続きの補助	犯罪被害者等からの申し出により、申請書類の代筆や添付書類の整理を行います。	市民相談センター 関係各課

(3) 物品貸与（条例第 10 条）

犯罪被害者等が生活家電の付帯しない賃貸住宅や市営住宅へ転居を強いられる場合等、生活に最低限必要な物品を市の費用負担により一定の間、貸し出します。

取組	内容	担当部署
必要な物品等の貸与	市が必要と判断した時は、生活物品等を貸し出します。	市民相談センター

(4) 見舞金の給付（条例第 11 条）

犯罪の被害により死亡した場合は遺族へ 30 万円を、1か月を超える加療が必要な場合は 10 万円を本人へお渡します。

取組	内容	担当部署
見舞金の給付	犯罪被害者等が受け取りの意思を示した場合、見舞金をお渡します。	市民相談センター

(5) 日常生活支援（条例第 14 条）

犯罪被害者等の家庭に、炊事や洗濯、掃除などの家事を代行する事業者を派遣し、生活に支障が生じるのを防ぎます。

また、平穏な生活を取り戻すために必要な支援や相談を行います。

取組	内容	担当部署
家事代行者の派遣	市が必要と判断した時は、家事代行サービス事業者を派遣します。	市民相談センター
高齢者への対応	生活上の不安について、高齢者が受けることができる支援を案内します。	高齢者支援課
生活困窮者への対応	生活困窮者へ相談と自立に必要な支援を行います。	福祉相談課
生活保護法に基づく対応	犯罪被害者等からの申し出により、生活保護制度を説明します。	福祉相談課

取組	内容	担当部署
障がい者への対応	障がい者が犯罪被害者等となった時、状況に応じた相談と必要な支援を行います。	福祉相談課
障害への対応	犯罪被害により身体・精神の機能に著しく障害を受けた時、検査や治療についての相談を行います。	福祉相談課
自立支援医療制度に基づく対応	身体の障害を除去・軽減するため必要な医療費の自己負担額を軽減する制度を説明します。	福祉相談課
障害福祉制度に基づく対応	犯罪被害者に一定の障害が発生した時は、障害者手帳の発行や年金制度を始めとする、受けられる支援について説明します。	福祉相談課
		国保年金課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭となった時、受けられる支援について説明します。	こども未来課
保育施設利用支援	家庭における保育が困難となった時、幼稚園・保育園・こども園の制度を説明します。	幼稚園保育園課
放課後における児童への支援	保護者が就労等により昼間家庭にいない時、小学生に適切な遊びや生活の場を提供する制度を説明します。	放課後活動課
子育て相談員の派遣	電話や自宅に相談員が出向き、犯罪被害により環境が変化した妊娠中から出産まもないお母さんからの育児に関する相談に応じます。	こども未来課
就学援助制度に基づく対応	経済的に困窮した時、給食費や学用品などの費用の一部を援助する制度を説明します。	教育総務課
スクールカウンセラ一等の派遣	犯罪被害者等の在籍する小・中学校へスクールカウンセラ一等を派遣し、児童・生徒や教師の心のケアを行います。	学校教育課

取組	内容	担当部署
納税相談	犯罪被害者等からの納税についての相談に応じます。	収納課
税減免説明	生活が困難になった場合等に受けられる税の軽減措置や控除について説明します。	市民税課
国保税・後期高齢保険料減免説明	国民健康保険税及び後期高齢者医療制度保険料の軽減措置について説明します。	国保年金課
療養費等支給制度に基づく対応	療養費、高額療養費や医療給付の支給について説明します。	国保年金課
医療費の保険等適用説明	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者が犯罪被害により治療した費用の保険や制度への適用について説明します。	国保年金課
配偶者暴力への対応	親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力についての相談や必要な支援・措置について対応します。	こども若者家庭センター 市民課
性的少数者への対応	犯罪被害者等の性的少数者に属する内容の相談に応じます。	自治デザイン課
若者相談	ひきこもり・ニートとなった時、本人とその家族の相談に応じます。	こども若者家庭センター
こども相談	環境が変化した 18 歳未満の子について、家庭・学校生活、心身の発達、虐待などの相談に応じます。	こども若者家庭センター 学校教育課

(6) 一時保護（条例第15条）

再被害や自傷行為を防ぐため、関係機関と連携し、必要に応じて犯罪被害者等を一時的に安全な場所に保護します。

取組	内容	担当部署
一時保護	市が必要と判断した時は、犯罪被害者等の安全を確保するための施設を利用できるよう手配します。	こども若者家庭センター 福祉相談課 学校教育課 市民相談センター

(7) 施設入所支援（条例第16条）

一時保護した犯罪被害者等への保護を継続する必要がある場合には、関係機関と協議の上、円滑な入所を支援します。

取組	内容	担当部署
施設入所支援	市が必要と判断した時は、犯罪被害者等の安全が確保される居住施設への入所のための手続きを行います。	こども若者家庭センター 福祉相談課

(8) 住居支援（条例第17条）

犯罪を原因とした転居を余儀なくされた犯罪被害者等が希望する場合には、市営住宅への入居を手配します。

取組	内容	担当部署
市営住宅への入居あつ旋	犯罪被害者等からの申し出により、入居可能な市営住宅を紹介するとともに、入居手続きを案内します。	建築住宅課
賃貸住宅の情報提供	犯罪被害者等からの申し出により、一時的に居住可能な賃貸住宅を紹介します。	市民相談センター 建築住宅課

(9) 理解の促進（条例第 21 条）

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、地域の温かい支援と理解が求められます。犯罪被害者等がおかれた状況を市民が理解し、支援に協力することを促すため、ホームページなどを通じて広報を行います。

また、二次被害は、犯罪被害者等への接し方や差別及び偏見の弊害についての理解を深めることができます。講演会などによる啓発を行います。

取組	内容	担当部署
広報紙やホームページの活用	広報いわた、磐田市公式ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用し、二次被害の防止や相談窓口について告知を行います。	市民相談センター

取組	内容	担当部署
講演会の開催	市民等を対象に講演会を開催し、犯罪被害者等の人権擁護等についての理解を深めます。	福祉政策課 市民相談センター

5 進行管理

(1) 情報共有と取組への反映

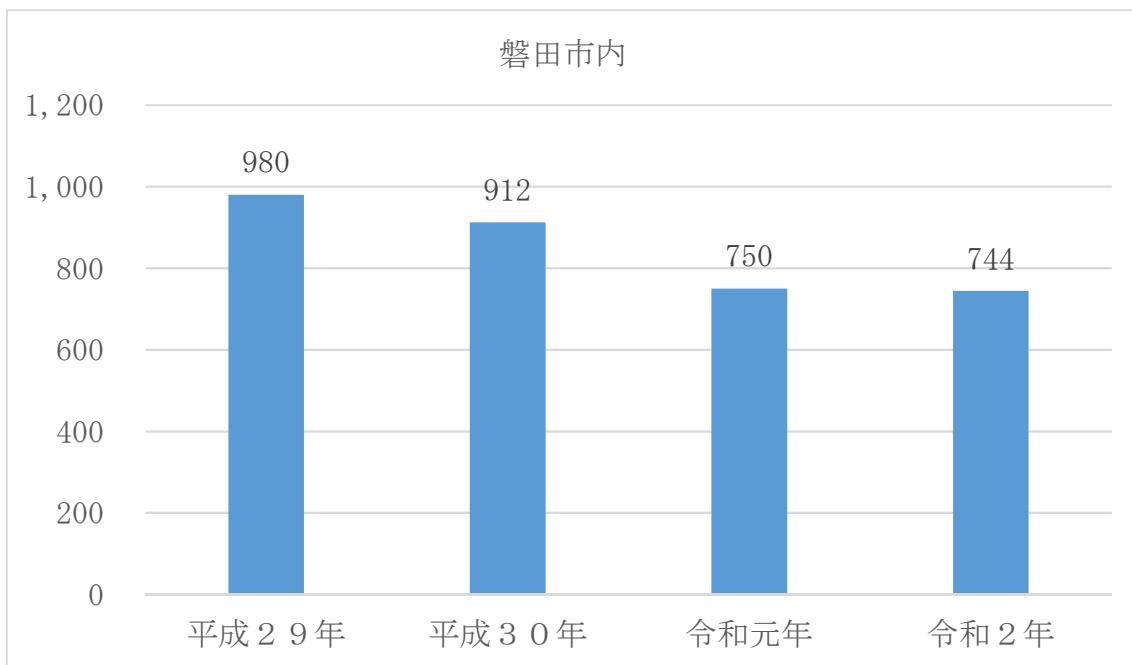
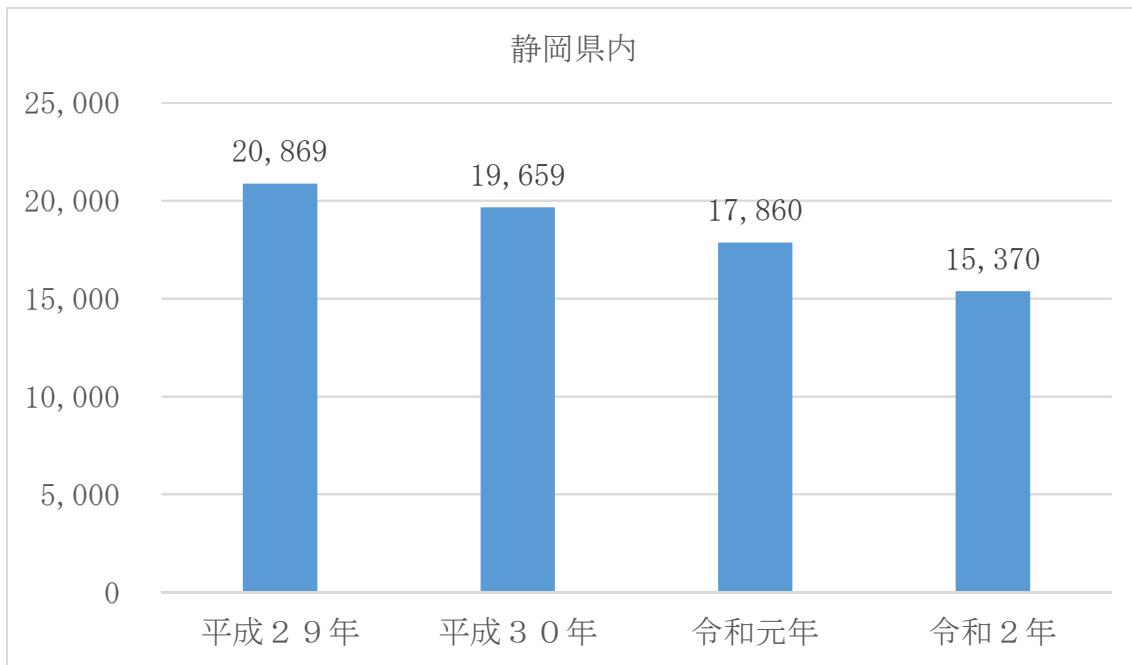
本計画を策定し、犯罪被害者等支援に関する情報共有、調査研究、協議等を行うための組織である、磐田市犯罪被害者等支援計画策定委員会において、支援施策や犯罪被害者等のおかれる状況の把握、法令の整備についての情報などを共有し、必要に応じて今後の取組に反映させます。

(2) 計画の見直し

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

< 資 料 >

資料1 刑法犯認知件数



[出典：市町村別に見た令和2年の犯罪]

資料2 見舞金等の概要

磐田市からの見舞金（磐田市犯罪被害者等支援条例施行規則）

	死亡	全治1か月以上の心身の負傷又は疾病
見舞金の額	30万円	10万円
受取人	被害者の遺族	被害者本人

※傷病見舞金を受け取った方が犯罪被害を原因として死亡した場合、
死亡見舞金は20万円です。

(参考)

国の給付金（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）
遺族給付金

	死亡
給付金の額	上限2,964.5万円～下限320万円
受取人	被害者の遺族

重傷病給付金

	加療1ヶ月以上、かつ、入院3日以上の負傷又は疾病
給付金の額	限度額120万円
受取人	被害者本人

障害給付金

	障害等級第1級から第3級までに該当する障害
給付金の額	上限3,974.4万円～下限18万円
受取人	被害者本人

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基

本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を

講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようとするため、刑事に関する手続の進捗ちよく状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようとするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させ

るための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

磐田市犯罪被害者等支援条例

磐田市犯罪被害者等支援条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 支援の内容（第7条—第18条）
- 第3章 支援体制の整備（第19条—第21条）
- 第4章 その他（第22条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、磐田市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 本市において住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に係る民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市民並びに市内に居住する者、勤務する者及び在学する者並びにこれらの者が組織する団体で市内に所在地を有するものをいう。
- (6) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の被害を回復させ、又は軽減させ、再び平穀な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (7) 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等によって被った害を原因とするプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の状況その他の事情に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第6条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

第2章 支援の内容

(犯罪被害者等支援の原則)

第7条 市は、次条第1項に規定する総合的な窓口において犯罪被害者等に対し、第9条から第11条まで及び第14条から第17条までの犯罪被害者等支援について教示を行わなければならない。

(相談及び情報提供)

第8条 市は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

- 2 市は、前項の窓口において、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の相談を受け付け、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度、関係機関等の情報を提供するものとする。
- 3 市は、犯罪被害者等から得た情報について、第三者等に漏えい等することのないよう、厳重に取り扱わなければならない。

(付添い及び申請手続の補助)

第9条 市は、犯罪被害者等が移動する場合において、必要と判断したときは、その申出によりその移動に付き添うことができる。

2 市は、犯罪被害者等がその支援に関する申請等を行う場合、その申出により必要に応じて手続を補助することができる。

(物品貸与)

第10条 市は、犯罪被害者等である市民が生活する上で必要になると判断した物品を貸与することができる。

(見舞金の給付)

第11条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

(見舞金の給付制限)

第12条 前条の見舞金は、当該犯罪被害者等である市民が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができない。

(1) 犯罪被害者等が、不法な目的をもって犯罪被害を受けた場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者の関係その他当該犯罪被害が発生した総合的な事情から、見舞金を給付することが適切でないと市長が判断した場合

(見舞金の返還)

第13条 虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けた者又は見舞金の給付を受けた者で前条各号に該当することが判明したものは、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

(日常生活支援)

第14条 市は、第9条及び第10条の規定のほか、犯罪被害者等である市民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行うことができる。

(一時保護)

第15条 市は、犯罪被害者等の状況から、平穏な日常生活を送ることに重大な支障があると判断した場合には、犯罪被害者等を一時的に保護しなければならない。

2 前項の場合において、市は、関係機関等による一時保護が適切であると判断した場合は、遅滞なく関係機関にその要請をしなければならない。

(施設入所支援)

第16条 市は、前条第1項に規定する一時保護を行い必要と判断した場合、又は犯罪被害者等の状況から必要と判断した場合には、その施設入所を支援するものとする。

(住居支援)

第17条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、市営住宅（磐田市営住宅条例

(平成17年磐田市条例第209号) 第2条第1号に規定する市営住宅をいう。) を提供することができる。

(犯罪被害者等に関する情報の保護)

第18条 市は、犯罪被害者等に関する犯罪被害の態様及び支援の内容その他犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を阻害するおそれのある情報を当該犯罪被害者等支援に関わらない者に対して、提供してはならない。

第3章 支援体制の整備

(基本的支援体制の整備)

第19条 市は、犯罪被害者等に対して必要な支援が行えるよう、総合的かつ効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携協力)

第20条 市は、関係機関等と連携協力して犯罪被害者等の支援体制を構築する措置を講ずるものとする。

(理解の促進)

第21条 市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉及び平穏な日常生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第4章 その他

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年規則第5号

磐田市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市犯罪被害者等支援条例（令和3年磐田市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合的な窓口)

第2条 条例第8条に規定する総合的な窓口（以下「窓口」という。）は、犯罪等の態様や犯罪被害者等の状況に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 窓口で相談を受ける職員は、犯罪被害者等支援に関する研修等により能力向上に努めなければならない。

3 窓口で受けた相談等については、犯罪被害者等相談受付票（別記様式）に記録するものとする。

(付添い及び申請手続の補助)

第3条 条例第9条第1項に規定する付添いをすることのできる移動は次のとおりとする。

(1) 捜査機関への移動

(2) 行政機関への移動

(3) 医療機関への移動

(4) 犯罪被害者等支援機関への移動

(5) その他犯罪被害者等の状況から付添いが必要と市長が判断した場合における移動

2 条例第9条第2項の規定により補助することができる申請等とは次のとおりとする。

(1) 捜査機関への申請等

(2) 行政機関への申請等

(3) 犯罪被害者等支援機関への申請等

(4) その他犯罪被害により申請等が必要となったもので市長が補助する必要があると判断したもの

(貸与物品)

第4条 条例第10条の規定により貸与することのできる物品は、次のとおりとする。

(1) 家事に必要な物品

(2) その他市長が必要と認める物品

2 前項各号の物品は、犯罪の被害を受けたときから3月を過ぎた場合には貸与することができない。

3 第1項各号の物品の貸与期間は、6月を限度とする。ただし、市長が必要が

あると認めた場合は延長することができる。

(見舞金の支給)

第5条 条例第11条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる被害の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する見舞金 30万円
- (2) 犯罪等により全治1月以上の負傷疾病を負った者に対して支給する見舞金 10万円

2 前項の見舞金は、市長が別に定める基準に掲げる犯罪被害には支給しない。ただし、当該犯罪被害を受けた事情から市長が必要と認めた場合は支給することができる。

3 犯罪等により被害を受けた者が、第1項第2号の見舞金の支給を受けたあとで当該犯罪行為が原因で死亡した場合、同項第1号の見舞金の給付額は、同項第2号の見舞金を控除した額とする。

(遺族の範囲)

第6条 前条第1項第1号及び前条第3項の見舞金は、犯罪等により被害を受けた者が死亡したとき、次に掲げる者に支給することができることとし、支給を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが本人の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 見舞金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、総代表として届け出たものに支給するものとし、この場合において、総代表にした支給は、全員に対して支給したものとみなす。

(見舞金支給の手続)

第7条 市長は、見舞金の支給を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者の住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 犯罪の被害を受けた年月日及び被害の状況
- (3) 犯罪被害者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(日常生活支援)

第8条 条例第14条において規定する平穏な日常生活を取り戻すための支援は、次のものをいう。

(1) 家事に関する支援

(2) その他平穏な日常生活を送るために必要な支援と市長が判断したもの

2 前項各号の支援は1月につき30時間を限度とし、期間は、犯罪被害を受けたときから6月を限度とする。ただし、市長が必要があると認めた場合は延長することができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。